

## 厚生労働科学研究費補助金における研究不正への対応について (報告)

### 1. 課題

- 研究費の不正使用や研究上の不正行為（データの捏造、改ざん及び盗用）については、関係府省及び各研究機関において様々な防止策が講じられてきているものの、依然として少なからず不正が疑われる事案等が発生している。
- これら研究に関わる不正事案が発生することは、我が国の研究に対する信頼を揺るがし、科学技術の進歩を大きく阻害するものであり、不正防止に向けた改善方策が求められている。

### 2. 対応状況

- 厚生労働省においては、研究費の不正使用や研究上の不正行為の防止に向け、関係省庁と連携しながら必要な改善方策を検討することとしており、昨年9月には、不正防止のための研究機関における管理体制等に関し、別紙の対応方針を定めたところ。
- 現在、上記方針に基づき具体的なガイドラインを作成すべく検討を行っているところであるが、文部科学省においても、同様の問題意識に基づき、下記ガイドラインについて見直しの作業が進められている。  
研究機関における管理体制等については、公的研究費の制度に関わらず同様の対応が図られるべきものであることから、厚生労働省においても同様の内容のガイドラインを適用し、平成26年度から実施することとする。

（参考1）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

（参考2）研究活動の不正行為への対応のガイドライン

平成 25 年 9 月 27 日  
大臣官房厚生科学課

### 研究費補助金の不正使用及び研究不正への対応

厚生労働省は、文部科学省と連携し、以下の対応を行うことを検討している。

#### 1 不正事案に対する措置の強化

##### (1) 研究活動経費の削減等

- ・ 研究費の不正使用又は研究不正が認められた場合には、従前の対応に加え、不正行為をした研究者の所属する研究機関に対し、研究活動経費（間接経費）を削減、厚生労働科学研究費補助金の一時停止といった措置も追加。
- ・ 不正使用について、研究機関において、私的流用等の悪質な事案の場合は刑事手続等をとるなどの対処方針の策定を促す。

##### (2) 不正事案の公開

- ・ 事例の内容に応じて研究費の不正使用又は研究不正を行った個人名を含めた不正事案の公表。

##### (3) 研究機関の組織の管理責任の明確化

- ・ 研究費の管理、執行に係る責任者や倫理教育の実施責任者の配置を求める。
- ・ 研究費の不正使用又は研究不正が発生した場合、当該研究者のみならず、上記責任者に対する管理責任を問うことの明確化。

#### 2 モニタリング体制の強化

##### (1) 研究機関による不正調査の迅速化

- ・ 研究機関内部において、不正を事前に防ぐための抜き打ち監査等を導入。
- ・ 不正事案が発生した場合の調査期限について目安を設け、期限を超えた場合、厚労科研費の執行を一時停止。

##### (2) 厚生労働省等による監視の強化

- ・ 研究機関に対し管理体制に係る実地調査を実施し調査結果を公表。
- ・ 抜き打ちによる調査等の実施。

#### 3 不正を事前に防止するための施策の充実

##### ・ 倫理教育等の義務化

倫理教育等を受講しなければ、研究費補助金を交付しない措置を実施。

##### ・ 研究データの一定期間の保存の義務化

個人情報の保護に留意しつつ、研究データの一定期間の保存の義務化。

##### ・ 複雑な役務に対応するための検収の強化

複雑な役務においても不正が不可能となるように検収を強化。

##### ・ 取引業者が誓約書を提出することを義務化

注：上記取組について具体化した上でガイドライン等として研究機関に通知し、平成 26 年度から実施する予定。

## 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の改正について

### I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、④これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図り、改正案を取りまとめた。

### II. 改正の概要

#### ①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
  - 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
  - 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法等を提示[第4節関係]
  - 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
  - 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

#### ②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
  - 懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備を促進[第2節(4)関係]
  - 処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
  - 不正調査の期限(原則210日以内)設定[第2節(4)関係]
  - 調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
  - ①管理条件の付与\*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止 等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

\*管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

### ③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
  - ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等) [第7節(1)関係]
  - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的な事項、自己点検チェックシート等を提示

### ④現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示  
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

## III. 改正に向けた今後のスケジュール(予定)

1月中旬～1月下旬	パブリックコメントの結果を踏まえ、有識者会議において審議
2月上旬～	大臣決定、研究機関へ通知

## IV. 適用時期

- 平成26年度から適用し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

# 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日  
文部科学大臣決定  
平成26年月日改正

## はじめに

### （本ガイドラインの目的と改正の背景）

本ガイドラインは、平成19年2月に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものである。

今回の改正に先立ち、昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、改めてこれまでの対応について総括を行い、今後講じるべき対応策について集中的に検討を行うため、平成25年8月に文部科学副大臣の下に設置された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」において、同年9月に中間取りまとめ<sup>\*1</sup>が行われた。

これを受け、研究振興局に設置された「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな内容を加えるとともに、これまでの各機関の取組状況や近年の不正事案の発生要因も考慮しつつ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図った。

各機関では、平成19年度のガイドライン策定時から、その性格や規模を踏まえ、創意工夫ある体制整備を進めてきた現状の取組について、本ガイドラインの改正点を取り込み、PDCAサイクル<Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）>を徹底すると同時に、情報発信も含めた透明性の確保・向上を図ることにより、より実効性ある取組が一層推進されることを強く期待する。

文部科学省では、今後も各機関の取組状況や本ガイドラインの運用を通じて、機関の実態に即した、現実的かつ実効性のあるガイドラインになるよう見直しを行っていくこととする。

### （適用）

第1節から第6節までについては、機関において、平成26年度中に、順次、各節に係る取組を行うこととし、第7節、第8節については、平成26年度当初

<sup>\*1</sup> 「研究費における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（平成25年9月26日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/09/1339981.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm)

予算以降（継続も含む。）における競争的資金を対象とし、文部科学省、配分機関において、両節に係る措置等を行うこととする。

（用語の定義）

本ガイドラインにおいて用いる用語の定義について示す。

（1）競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金。

（2）機関

上記（1）の競争的資金等の配分を受ける全ての機関（大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等）。

（3）配分機関

上記（2）の機関に対して、上記（1）の競争的資金等を配分する機関（文部科学省<sup>※2</sup>、文部科学省が所管する独立行政法人）。

（4）構成員

上記（2）の機関に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者。

（5）不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

また、研究活動に關係する不正については、上記のほか、研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）も挙げられるが、これらについては、「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」<sup>※3</sup>において、それぞれの機関が整備すべき事項等が示されている。体制整備等においては、共通的事項も含まれているが、それぞれのガイドラインを踏まえ、対策を講じることが必要である。

（6）コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育<sup>※4</sup>（具体的な内容については、第2節（3）の「実施上の留意事項」①を参照）。

（7）管理条件

文部科学省が、調査の結果、機関の体制整備等の状況について不備を認め

<sup>※2</sup> 配分機関における文部科学省は、各競争的資金等を所管する課室を示す。

<sup>※3</sup> 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334654.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/attach/1334654.htm)

<sup>※4</sup> 「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめにおいては、研究活動に關係する不正を包括し、事前に防止するための取組として、「倫理教育」という用語を用いているが、本ガイドラインでは、不正使用防止の観点から、「コンプライアンス教育」と定義した。

る場合、当該機関に対し、改善事項及びその履行期限を示した競争的資金の交付継続の条件。

(本ガイドラインの構成と留意点)

第1節から第6節においては、それぞれの機関が実施すべき事項をテーマ別に記載し、第7節においては、それらの事項の実施状況評価を踏まえ、文部科学省及び配分機関が講じるべき措置等を記載し、第8節においては、文部科学省及び配分機関が、不正があった機関に対して講じるべき措置等を記載している。

付属資料として、第2節(4)に係る「調査報告書ひな形」(付属資料1)と機関が不正対策について状況を把握するための「自己点検チェックシート」(付属資料2)を参考として添付している。

各節に示す「機関に実施を要請する事項」及び「実施上の留意事項」に掲げる内容は、機関の性格や規模、コストやリソース等を考慮して実効性のある対策として実施されることが必要である。

また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として規程等が既に設けられ、対策が実施されている場合や、大学等において、コンプライアンス関連の規程等により、これらを包括する体制等が整備されている場合は、本ガイドラインにおける対策をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することを可能とする。

なお、文末が「望ましい」という表現になっている事項は、より対策を強化する観点から例示しているものであり、それぞれの機関のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、実施することが考えられる。

## 第1節 機関内の責任体系の明確化

機関が、競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、機関内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して機関内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を機関内外に周知・公表することが必要である。

### (機関に実施を要請する事項)

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。  
〈役割〉最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。  
〈役割〉統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- ③ 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を定め、その職名を公開する。  
〈役割〉コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、
  - 1)自らが掌理する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - 2)不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関する全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - 3)自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### (実施上の留意事項)

- ① 図に示す体制及び役割のように、機関の組織規模・部局等の構成員の数等を踏まえ、役割の実効性を確保する観点から、各機関において適当と判断する場合は、例えば、コンプライアンス推進責任者については、大学の学科、専攻、研究所の部門等の組織レベルで複数の副責任者を任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲が曖昧にならないよう、より明確に規定することが必要である。

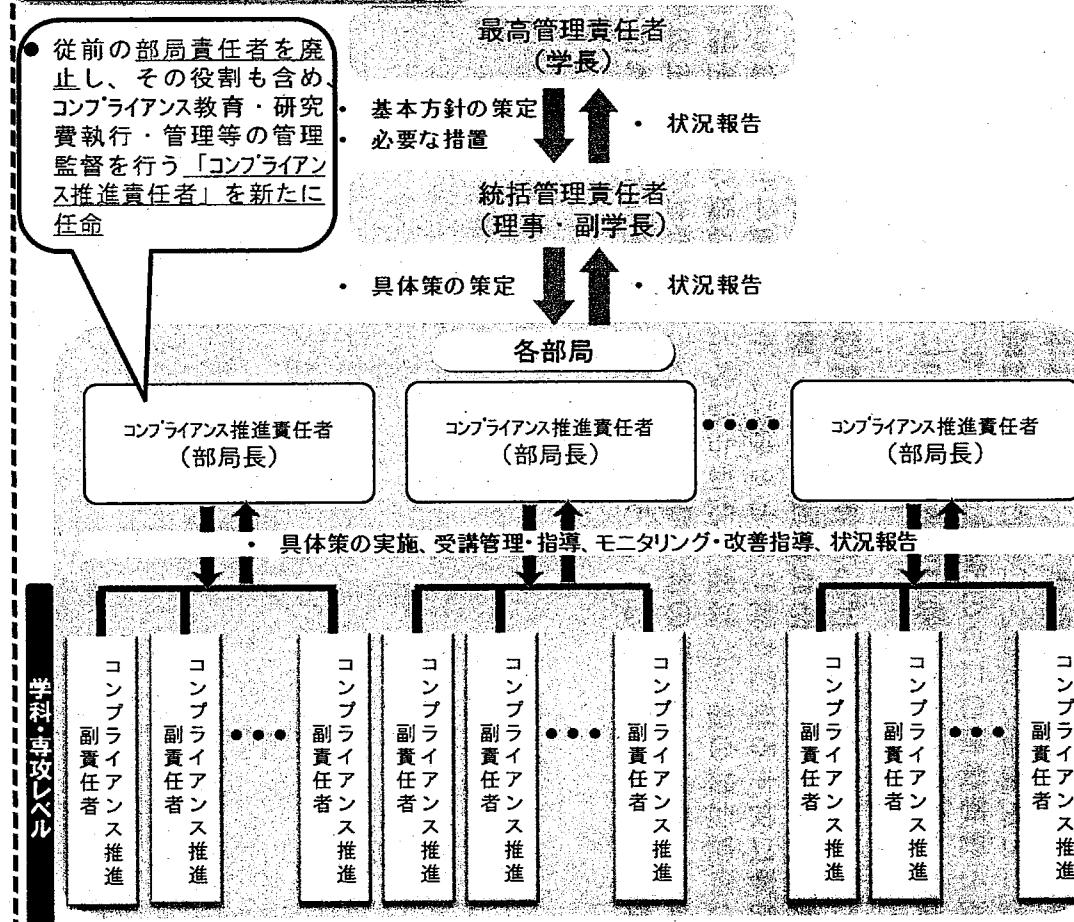
また、上記③)の競争的資金等の管理・執行に関しては、事務部門にも副責任者を任命するなど、コンプライアンス推進責任者へ管理・執行の情報が着実に伝達される体制を構築することも必要である。

- ② 機関が、コンプライアンス教育や必要な改善指導などを実施していないと、機関の管理責任を問われるとともに、さらに、不正を行った者の責任を追及できないことになりかねない。このため、機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割（責務）等を定めた内部規程等を整備し、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となることも内部規程等において明確に位置付け、内部に周知徹底することも必要である。
- ③ 最高管理責任者は、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るとともに、実効性のある対策とするために、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置をリーダーシップの下に行う。  
基本方針の見直しに当たっては、研究活動そのものの効率の低下を招かず、構成員の負担の軽減、機関の管理コストの低減といった多面的な視点から、単に厳格化するのではなく、機関として不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、実態を踏まえ、柔軟に基本方針を見直し、その実効性を確保することが重要である。このため、間接経費等を効果的に活用し、研究支援体制と管理体制の二つの側面から必要な予算や人員配置などの措置を行い、競争的資金等がより効果的かつ効率的に活用される環境を醸成することも求められる。
- ④ 第7節及び第8節に掲げる間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、最高管理責任者は、再発防止の観点から、機関内においても、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や構成員の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。また、大学等の教育機関にあっては、併せて、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう、最大限の努力を払わなければならぬ。

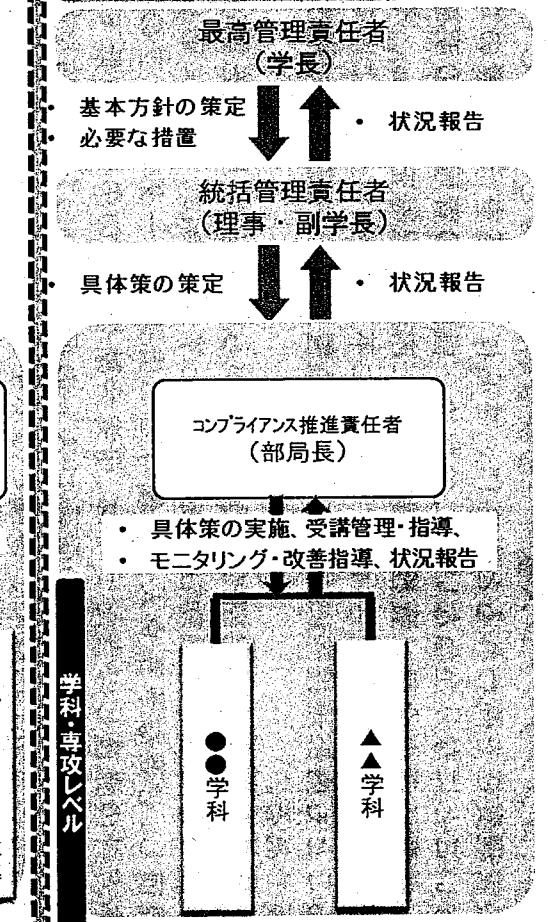
## 図 研究費の不正防止に関する機関内の責任体系図

※大学において、コンプライアンス関連の規程等により、研究費の不正使用防止を包括する体制等が既に整備されている場合は、本ガイドラインにおける責任体制をそれらに明確に位置付けた上でこれを準用することが可能。

### 複数部局を有する大学の例



### 単一部局の大学の例



※複数部局を有する大学においては、役割の実効性を確保する観点から、部局長がコンプライアンス教育及び研究費執行・管理責任を統括する役割を担った上で、学科又は専攻レベルの一定規模で複数の副責任者を配置し、管理監督を行うことが考えられる。一方、単一部局の大学において、部局全体に亘り届く規模の組織であれば、部局長自らがコンプライアンス教育及び研究費執行・管理責任者の役割を統括することも考えられる。

## 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

### (1) ルールの明確化・統一化

(機関に実施を要請する事項)

競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- ① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。
- ③ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内ルールの策定に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ、業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。
- ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむを得ず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続を明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が散漫にならないよう最大限の努力を惜しんではならない。
- ③ ルールの周知に当たっては、研究者、事務職員など、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努める。また、競争的資金等の運営・管理に関わるリサーチアシスタント等への周知はもとより、競争的資金等の運営・管理に関わるその他の学生などにも広く周知することが望ましい。

### (2) 職務権限の明確化

(機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

#### (実施上の留意事項)

- ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。
- ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在が曖昧になっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- ③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続を簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。
- ④ 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任（例えば、研究者本人に、発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうことが必要である。

#### (3) 関係者の意識向上

##### (機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。
- ② 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
- ③ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- ④ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

#### (実施上の留意事項)

- ① コンプライアンス教育では、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。

また、効果を高めるため、これらについて具体的な事案を基に懲戒処分等の内容や機関の不正対策としてモニタリング等を行っていることを説明することや、自らの過去の不正について機関に自己申告した場合には、懲戒処分等において情状が考慮されることなども説明することが考えられる。

コンプライアンス教育の内容は、責任者、研究者、事務職員などの職域や常勤、非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて適切に実施すること及びその内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底することも望まれる。

② これらの教育を実施していない機関は、管理責任を問われることや、不正を行った者の責任を追及できることにもなりかねない。

このため、実効性ある取組とするために、例えば、大学の学部等の教授会を活用して周知徹底することや、受講機会を確保するため、複数回の説明会の開催や機関内の e-learning を活用することも考えられる。

③ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書等を求めていないと、受講内容等を遵守する義務があることの意識付けや不正を行った者に対する懲戒処分等が厳正に行えないことにもなりかねない。

このため、内部規程等により、誓約書等の提出、内容等について明確化し、受講の機会等(新規採用者、転入者等についてはその都度)に提出を求め、遵守事項等の意識付けを図ることが必要である。

また、実効性を確保するため、誓約書等の提出を競争的資金等の申請の要件とすることや提出がない場合は競争的資金等の運営・管理に関わることができないこととするなど、併せて内部規程等により明示することも必要である。

誓約書等は、原則として本人の自署によることとし、盛り込むべき事項を以下に示す。当該誓約書等が確実に履行可能なものとなるよう、構成員と協議するなどしてコンセンサスを形成した上で実施することが望ましい。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守すること
- ・不正を行わないこと
- ・規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

④ 行動規範の内容は、研究者や事務職員など、それぞれの問題意識を反映させたものとする。構成員の意識向上のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、上記の教育の中で周知徹底するものとする。

⑤ 機関は、これらの教育は、不正を事前に防止するための取組の一つであることを十分認識した上で、第4節や第6節に掲げる日常的な取組やモニタリング等の活動と複合的に実施していくことが求められる。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(機関に実施を要請する事項)

① 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口を設置する。

② 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

③ 以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

(ア) 告発等の取扱い

告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内

容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(イ) 調査委員会の設置及び調査

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(ウ) 調査中における一時的執行停止

被告発者が所属する研究機関は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(エ) 認定

調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等

1) 機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する（付属資料1）。

3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4) 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

5) また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

④ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

① 不正の告発等の制度を機能させるため、機関の構成員に対しては、コンプライアンス教育等で具体的な利用方法を周知徹底する。また、取引業者等の外部者に対しては、相談窓口及び告発等の窓口の仕組み（連絡先、方法、告発者の保護を含む手続等）について、ホームページ等で積極的に公表し、周知を図る。その際、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底とともに、保護の内容を告発者に周知することが必要である。このほか、告発者保護の観点から、第三者機関等に窓口を設置することも望まれる。

② 訹説中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。

③ 顔名による告発の場合、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する

措置の内容を、告発者に通知する。

- ④ 不正に係る調査の体制・手続等の規程は、原則として、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」の手続(再実験に係る部分等を除く。)に準じて整備・見直しを行う。不正に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、当該機関に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置することが必要である。この調査委員は、機関及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- ⑤ 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。

例えば、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等が内部規程に明確に位置付けられていない場合は、処分等が公正かつ厳正に行えないことにもなりかねない。

このため、研究者の役割や責任（告発等に対する説明責任を含む）を明確にすることはもとより、機関としての責任や役割について、第1節の各責任者の役割や責任の範囲を定めた必要な規程や体制を整備した上で、懲戒規程等の内部規程に明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

さらに、私的流用など、行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ることなど、法的な手続に関しても内部規程上、明確に位置付け、構成員に周知徹底しておくことも必要である。

- ⑥ 機関は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

また、これらの公表に関する手続をあらかじめ定め、構成員に周知徹底しておくことが必要である。

- ⑦ 機関において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて、構成員に周知することも必要である。

### 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

#### (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定 (機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のようなリスクに注意が必要である。
- (ア) ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など）。
- (イ) 決裁手続が複雑で責任の所在が不明確。
- (ウ) 予算執行の特定の時期への偏り。
- (エ) 業者に対する未払い問題の発生。
- (オ) 競争的資金等が集中している部局・研究室。
- (カ) 取引に対するチェックが不十分（事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分）。
- (キ) 同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者への発注の偏り。
- (ク) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分。
- (ケ) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）。
- (コ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用。
- (サ) 非常勤雇用者の管理が研究室任せ。
- (シ) 出張の事実確認等が行える手続が不十分（二重払いのチェックや用務先への確認など）。
- (ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（発注・検収業務などを研究室内で処理、孤立した研究室など）。
- ② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。
- ④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。
- ⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- ⑥ 不正防止計画への取組に部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。

## (2) 不正防止計画の実施

(機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(実施上の留意事項)

- ① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。
- ② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者を含むことが望ましい。
- ③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- ④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。
- ⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくくするに、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

## 第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作つて管理することが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- ④ 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。

- ⑤ ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。
- ⑥ また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であつて、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。
- ⑦ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
- ⑧ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。
- ⑨ パソコン等換金性の高い物品については、適切に管理する。
- ⑩ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

(実施上の留意事項)

- ① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- ② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

また、取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあるなどとを含めた処方針の周知徹底を図る。

- ③ 発注・検収業務を含む物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮する。上記「機関に実施を要請する事項」⑤の取扱いとする場合であっても、事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容の検証（是正指導）することが必要である。また、検収業務についても、上下関係を有する同一研究室・グループ内の検収の実施などは避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。

このほか、過去に業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正が認められた機関においては、それらを防

止するための具体的な対策（例：業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など）を講じることも必要である。

- ④ 書面によるチェックを行う場合、形式的な書類の照合ではなく、ルールや研究内容等との整合性を確認するように実施し、必要に応じて照会や現物確認を行う。
- ⑤ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。
- ⑥ 納品伝票は納品された現物と照合した上で機関の定めた期間保存し、後日の検証を受けられるようにする。
- ⑦ 正当な理由により、研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。

また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底することも必要である。

- ⑧ 上記「機関に実施を要請する事項」⑦の特殊な役務に関する検収についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行うことが必要である。
- ⑨ 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。
- ⑩ パソコン等換金性の高い物品については、競争的資金等で購入したことを見示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理する。
- ⑪ 研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書等の提出を求め、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
- ⑫ このほか、コンプライアンス推進責任者等は、自己の管理監督する部局等において、研究者と業者の関係が過度に緊密にならないよう、オープンなスペースでの打合せを推奨することや、孤立又は閉鎖的な環境とならないよう、業務支援を推進する体制や相談しやすい環境の醸成に努め、円滑なコミュニケーションが図られるような仕組みを組織的に推進することが望まれる。

## 第5節 情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、多様な機関がそれぞれの規模や特性に応じた実効性ある体制を整備する上では、機関内での情報共有はもとより、各機関の取組や事例の主体的な情報発信による機関間での情報共有が必要かつ有効である。また、このことは、競争的資金等に対し、広く国民の理解と支援を得る上でも必要不可欠である。

### (機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- ② 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。

### (実施上の留意事項)

- ① 不正を事前に防止するためには、研究者が日常的な研究活動において、自らの行為がルール等に抵触するのか否かを事前に相談できる体制（相談窓口の設置など）を整備することが必要である。また、これらの窓口が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進することが望まれる。

また、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、構成員間で共有する仕組みを整備するとともに、必要に応じ、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規程の見直しやコンプライアンス教育の内容にフィードバックできる体制も必要である。

- ② 機関の不正への取組に関する基本方針等の公表は、機関の不正防止に対する考え方や方針を明らかにするものであり、社会への説明責任を果たす上でも重要である。

このため、「行動規範」、「管理・運営体制」はもとより、機関間での情報共有の観点から、「マニュアル」、「不正防止計画」、「相談窓口」、「通報窓口」、「処分（取引停止等の取扱いを含む。）」、「機関における諸手続」などとともに、これらに関係する諸規程を内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行うことが求められる。

- ③ 企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

## 第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施することが重要である。また、これらに加え、機関の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスク対し

て重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施し、恒常に組織的牽制機能の充実・強化を図ることが必要である。

(機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- ② 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は、上記②に加え、第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。
- ⑥ 機関は、第7節(1)「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。

(実施上の留意事項)

- ① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置することや公認会計士等の外部有識者を加えて内部監査を実施することも望まれる。
- ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払の現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することも必要である。
- ③ リスクアプローチ監査の具体的な方法については、以下のようない手法が考えられる。
  - (ア) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
  - (イ) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
  - (ウ) 納品後の物品等の現物確認。
  - (エ) 取引業者の帳簿との突合。
- ④ 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、隨時更新しながら関係者間で活用する。
- ⑤ 財政上の制約から、独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。
  - (ア) 経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責

任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。

- (イ) ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面に対する内部監査は、防止計画推進部署等が兼務して実施する。
- ⑥ 防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。
- ⑦ 監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス教育の一環として、機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。
- ⑧ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの視点から、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- ⑨ 監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法について実効性の面から検証し、最高管理責任者に意見を述べることが求められる。
- ⑩ 内部監査部門は、機関のコンプライアンスを包括する部署や外部からの相談を受ける窓口等、機関内のあるあらゆる組織と連携し、監査の効果を發揮できるようにする。
- ⑪ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を隨時見直し効率化・適正化を図る。

## 第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

文部科学省は、機関が、第1節から第6節に記載した対策の実施状況について、次のように確認、評価及び措置を行う。

### (1) 基本的な考え方

文部科学省は、資金配分先の機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省は、機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

#### (文部科学省が実施すべき事項)

- |  |
|--|
| ① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。  |
| ② 文部科学省は、機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。                      |
| ③ 上記①・②を実施するため、調査機能の強化を図り、機関に対し、以下の調査（書面、面接、現地調査を含む）を実施する。<br>1) 履行状況調査（毎年、一定数を抽出）<br>2) 機動調査（履行状況調査以外に、緊急・臨時の案件に機動的に対応） |

- 3) フォローアップ調査（履行状況調査、機動調査における改善措置状況をフォローアップし、必要に応じ措置を講じる）
- 4) 特別調査（不正発覚後の状況把握・指導）
- ④ 上記③の調査結果等により収集した不正防止のための実効性ある取組事例を活用し、研修会の開催やコンテンツ教材の作成等を行い、機関における研究費の管理・監査体制の構築に向けた支援を行う。

（実施上の留意事項）

- ① 従来も配分機関により額の確定調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省はそれらの手段を有効に組み合わせて、研究者及び機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 機関の問題は、個別の部局等にある場合もあるが、部局等も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の不備に関する評価、及び評価結果に基づき行われる措置の対象は原則として機関全体とする。

（2）具体的な進め方

（文部科学省、配分機関、機関が実施すべき事項）

I. 実態把握のためのモニタリング

文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、書面による報告を機関に求め、機関は、書面による報告を文部科学省に提出する。

II. 措置のためのモニタリング等

- ① 文部科学省は、毎年度、履行状況調査の実施方針等を定め、一定数を抽出し、機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況について調査を実施し、ガイドラインの「機関に実施を要請する事項」等について確認する。また、配分機関において、不正の認定を受けた機関も当該調査の対象とする。
- ② 文部科学省は、上記①の調査以外にも、緊急・臨時の案件に機動的に対応するため、必要に応じて機動調査を実施し、ガイドラインに基づく体制整備等の実態把握を行う。
- ③ 文部科学省が有識者による検討も踏まえ、上記①、②の調査の結果において機関の体制整備等の状況について不備があると判断する場合は、当該機関に対して、文部科学省は以下の（ア）の措置を講じ、その結果を受けて、配分機関は（イ）及び（ウ）の順に段階的な措置を講じる。また、文部科学省は調査結果及び措置の状況を公表する。

ただし、文部科学省が機関全体における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は機関全体における体制整備の不備による不正と認定した場合は、必要に応じて、段階的な措置によらず、文部科学省が（ア）を講じると同時に、配分機関は（イ）の措置を講じることとする。

なお、措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。

(ア) 管理条件の付与

文部科学省は、機関に対し、体制整備等の不備について、改善事項及びその履行期限（1年）を示した管理条件を付す。また、文部科学省は、管理条件の履行状況について毎年度フォローアップ調査を実施し、調査結果を機関及び配分機関に通知する。

(イ) 間接経費の削減

配分機関は、文部科学省がフォローアップ調査の結果において、管理条件の履行が認められないと判断した場合は、当該機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、フォローアップ調査の結果に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の15%とする。

(ウ) 配分の停止

間接経費を上限まで削減する措置を講じている間においても文部科学省が管理条件の履行が認められないと判断した場合は、配分機関は、当該機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

④ ③の(ア)から(ウ)の措置の解除は、以下によるものとする。

(ア) の措置は、機関において管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した時点で、文部科学省が解除する。

(イ) の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると文部科学省が判断した場合、配分機関がその翌年度に解除する。

(ウ) の措置は、機関において管理条件を着実に履行又は履行に進展があると文部科学省が判断した時点で、配分機関が解除する。

(実施上の留意事項)

- ① 管理条件を付与した翌年度に、機関において当該管理条件を着実に履行していると文部科学省が判断した場合は、当該機関に対するフォローアップ調査を終了する。また、機関において当該管理条件の着実な履行に至らずとも、文部科学省が履行に進展があると判断した場合は、経過観察として、継続的にフォローアップ調査を実施する。
- ② 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めることとする。※参考資料1「新旧対照表」中「改正理由及び考え方」に案を記載。

## 第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応

機関が告発等を受理し、配分機関が機関から調査の要否の報告を受けた際は、機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、機関から提出される報告書等を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は機関の責任において行うこととしているため、文部科学省及び配分機関は、競争的資金における不正を確認した場合は、研究者だけでなく、機関に対しても措置を講じることとする。

(配分機関が実施すべき事項)

- ① 配分機関は、機関から調査実施の要否について報告を受けた場合は、機関に対して必要な指示を行うこととする。
- ② 配分機関は、機関における調査が適切に実施されるよう、調査方針、調査対象及び方法等の報告を受け、必要に応じて指示を行うとともに、当該事案の速やかな全容解明を要請する。
- ③ 配分機関は、調査の過程であっても、機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。
- ④ 配分機関は、機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じることとする。
  - (ア) 機関に対する措置
    - ・第7節(2)Ⅱ参照
  - (イ) 機関・研究者に対する措置
    - ・不正に係る競争的資金の返還等

不正があった競争的資金において、配分機関は、機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。
  - (ウ) 研究者に対する措置
    - ・競争的資金への申請及び参加資格の制限

不正があった競争的資金において、配分機関は、不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格を制限する。
- ⑤ 配分機関は、機関が告発等を受理した日から210日以内に最終報告書の提出がない場合、当該機関に対して、状況に応じて、報告遅延に係る以下の措置を講じることとする。

ただし、報告遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けるものとする。

  - (ア) 配分機関は、当該機関の不正に関する告発等があった競争的資金における翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を一定割合削減する。

間接経費措置額の削減割合については、提出期限を過ぎた日数に応じて、段階的に引上げ、上限を間接経費措置額の10%とする。
  - (イ) 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、配分機関は、当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等を行う。

(実施上の留意事項)

- ① 配分機関は、研究者の責任により最終報告書の提出が遅延した場合をもって、直ちに機関の責任を問うものではない。
- ② 配分機関は、研究者に対する措置として、競争的資金への申請及び参加資格の制限を行う場合は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成1

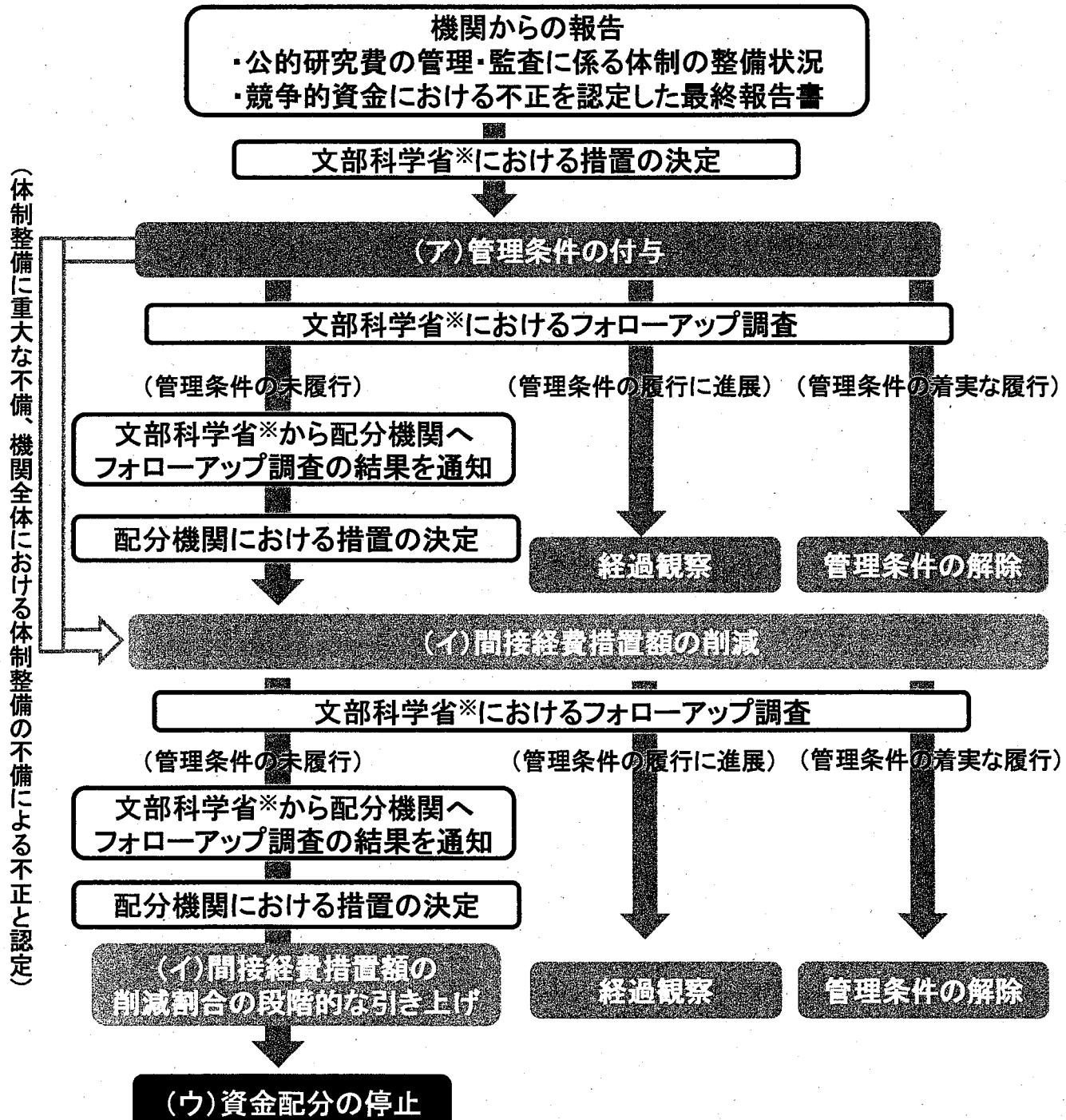
7年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、措置を講じることとする。

- ③ 機関から提出された最終報告書について、配分機関との必要な協議を経なかつたことなどにより、調査方法及び報告書の内容等に重大な問題があつた場合は、配分機関は、機関に対し、最終報告書の再提出を求めるこことする。
- ④ 報告遅延に係る合理的な理由としては、研究者の機関に対する申立てにより、機関内の再調査が必要となる場合、捜査当局により関連資料が押収されている場合や、不正を行つた研究者が関連資料を隠蔽するなど調査への協力を拒否する場合等が該当する。
- ⑤ 最終報告書の報告遅延に係る間接経費措置額の削減については、原則、翌年度の当該競争的資金における間接経費を対象とするが、最終報告書が、翌年度の当該競争的資金の交付決定後に機関から提出された場合など、翌年度の当該競争的資金における間接経費を削減することが困難な場合は、配分機関は、翌々年度の当該競争的資金における間接経費を削減することとする。
- ⑥ 間接経費措置額の削減割合の基準については、文部科学省が別に定めるここととする。※参考資料1「新旧対照表」中「改正理由及び考え方」に案を記載。
- ⑦ 最終報告書の提出以外に、第2節(4)における必要な手続を行わなかつた場合は、配分機関は機関に対し、その他の必要な措置を講じることとする。

## 体制整備に改善が見られない機関及び不正が認定された機関への措置のフローチャート(案)

対象制度：競争的資金  
対象機関：文部科学省が体制整備に改善が見られないと判断した機関、  
配分機関において不正の認定を受けた機関

### 管理条件の付与、間接経費措置額の削減、資金配分停止に係る手順



※文部科学省には、有識者会議における検討も含む。

※原則として、(ア)～(ウ)の順に、段階的な措置を講じる。

※文部科学省が体制整備に重大な不備、機関全体における体制整備の不備による不正と認定された場合は、  
管理条件を付与するとともに、必要に応じて、配分機関が間接経費措置額の削減の措置を講じる。

# 報告遅延に係る措置のフローチャート(案)

対象制度：競争的資金

対象機関：平成26年度以降に配分した競争的資金の不正が発覚した機関

## 研究機関における手続

### 不正に係る告発等を受理

(報告、協議)

- 告発等の受付から30日以内に、調査の要否を配分機関に報告。

- 調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議

### 調査委員会の設置、調査

### 調査中における一時的執行停止

(中間報告)

- 必要に応じて、被告発等、調査の対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

- 不正の事実が一部でも認定された場合、速やかに認定し、中間報告書を配分機関に提出する。

### 認定

(最終報告又は中間報告)

- 告発等の受付から210日以内に最終報告書を配分機関に提出。

- 期限までに調査が完了しない場合であっても、中間報告書を配分機関に提出。

配分機関において、事案に応じて期限を設定  
(調査の遅延に合理的な理由がある場合のみ)

### 継続調査・認定

(最終報告)

### 調査未完了

又は

### 調査完了

(原則)

### 報告遅延ペナルティ

- 不正の告発等があった競争的資金の翌年度以降の1か年度の間接経費措置額を、一定割合削減。

- 被告発者が自らの責任を果たさないことにより最終報告書の提出が遅延した場合、当該被告発者に対する競争的資金の執行停止等を行う。

### 調査未完了

又は

### 調査完了

### 報告遅延ペナルティ

## 機関に対するペナルティ

- 研究費の返還等
- 管理条件の付与、間接経費の削減等

## 個人に対するペナルティ

- 研究費の返還等
- 競争的資金への申請制限

## <NEXT STEP>

**公正な研究活動の推進に向けた  
「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について  
(審議のまとめ)概要**

**背景**

平成25年9月に公表された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえ、**ガイドラインの見直し・運用改善や研究倫理教育の強化など、研究活動における不正行為の防止に向けた方策の検討・実施が必要。**

**<ガイドライン見直しの必要性>**

- 文部科学省では、関係機関に対して、平成18年度に策定したガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたが、依然として不正事案が後を絶たない。
- 従来、研究活動の不正行為の防止が研究者個人の責任に委ねられている傾向にあつたことを踏まえ、今後は国による支援等も行い、各研究機関が責任を持って不正行為に対応できるようにする必要（組織としての管理責任の明確化、不正を事前に防止する取組の推進）。
- 大学院生や研究者、研究支援人材の年齢・経歴の多様化など、我が国の研究現場の実情に対応した、不正行為防止のための体制整備や研究倫理教育の強化が必要。

**ガイドラインの見直し・運用改善に関する基本的な考え方**

- 研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢、不正行為の定義（「捏造、改ざん及び盗用」）については現行ガイドラインを踏襲。  
(定義の示し方は改善が必要)
- その上で、タスクフォース中間取りまとめを踏まえ、従来、不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かつたことに鑑み、今後は、各研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるよう、組織としての管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図る取組の推進を促すとともに、研究機関に対して国による適切な支援を行うことが必要。
- 各研究機関に対して必要な体制整備等を求める現行ガイドラインの第2部を中心に、具体化・補完・再周知。
- ガイドラインの対象とする不正行為の範囲を、「文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為」のみならず、「競争的資金の配分を受けていない、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為」も追加。

## (I)組織の管理責任の明確化

### 【組織としての責任体制の確立】

- 各研究機関における規程・体制の整備及び公表

※責任者の役割・責任の範囲を明示した規程の整備、研究倫理教育責任者の設置も含む

- 告発窓口の設置・周知 ※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）もあり得る

### 【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

- 各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定

- 調査等への第三者的視点の導入

※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）、調査委員会に外部有識者を半数以上を入れる等

- 告発者の秘密保持の徹底

### 【各研究機関に対する管理責任の追及】

- 各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）

#### <間接経費を削減する場合>

- 国による調査等の結果、体制不備が認められた研究機関や、文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為が認定された研究機関に対して「管理条件」を付したが、履行が認められない場合
- 文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合

## (II)不正を事前に防止する取組

### 【研究活動における不正行為を抑止する環境整備】

- 各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け

- 研究倫理教育の着実な実施

※各研究機関において、教員、研究者（共同研究を行う海外・民間企業からの出向者等含む）、研究支援人材、学生、留学生等を対象に実施。ガイドラインで定義されている不正行為のほか、研究倫理に反する行為（二重投稿や不適切なオーサーシップ等）、利益相反や守秘義務などへの理解も促進。

### 【不正事案の公開】

- 研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告 ※少なくとも本調査の要否が決定した段階で報告

- 不正事案の一覧化公開

## (III)国等による支援と監視

- 各研究機関における調査体制への支援

※各研究機関において十分な調査を行える体制がない場合は、日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣等を検討。

- 研究倫理教育プログラムの開発への支援

- 新たなガイドラインに基づく各研究機関の履行状況調査の実施

- 各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）【再掲】

#### 見直し後のガイドラインの実効性の向上に向けて

- 研究現場（特に各研究機関の研究担当部局教職員、研究者）への周知徹底
- 各研究機関に対するガイドライン履行状況調査（年1回程度）の実施及び調査結果に基づく指導・助言等（管理条件の付与も含む）

公正な研究活動の推進に向けた  
「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について  
(審議のまとめ)

平成26年2月3日

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の  
見直し・運用改善等に関する協力者会議

## 目 次

1. はじめに	1
2. ガイドラインの見直し・運用改善について	3
(1) 基本的な考え方	
(2) 不正行為の定義等について	
(3) ガイドラインの見直しに当たって新たに盛り込むべき事項等	5
(Ⅰ) 組織の管理責任の明確化	
(Ⅱ) 不正を事前に防止する取組	7
(Ⅲ) 国等による支援と監視	9
3. おわりに	11

## 1. はじめに

- 昨今、研究活動における不正行為や研究費の不正使用の事案が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省では、平成25年8月、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」（平成25年8月2日文部科学省決定、以下「TF」という。）を設置し、今後の対応策について集中的に検討を行い、9月に中間取りまとめを公表したところである。  
今後、同省には、この中間取りまとめで打ち出した方向性について、現場の実情を踏まえつつ詳細な検討を行い、順次実行に移していくことが求められている。
- 研究活動は、先人達の業績等を土台として、個々の研究者が自由な発想と知的好奇心・探究心に基づき、真実の探究や新たな知見の創造を積み重ね、知の体系を構築していく行為であり、人類の幸福、経済社会の発展を支えるものである。  
一方、研究活動における不正行為は、研究活動の本質・趣旨を、研究者自らが歪める行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涜するものであることから、絶対に許されない。研究者は、自らの研究活動が貴重な国費により様々な局面で支えられていることを改めて十分に自覚し、公正な研究活動を進めることが必要である。
- このような認識の下、文部科学省では、同省及び所管の独立行政法人である資金配分機関、そして、大学等の研究機関が競争的資金に係る研究活動における不正行為に適切に対応するための指針を示すため、平成18年度に「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書—」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会、以下「ガイドライン」という。）を策定し、関係機関に対して、ガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたところであるが、依然として不正事案が後を絶たない状況である。
- 多くの研究機関では、ガイドラインに基づく規程や体制の整備を図り、不正行為が発覚した場合には適切に対応していることが確認されているが、不正行為の防止に当たっては個々の研究者の自己規律と責任に委ねている側面が強く、今後は、各研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるよう、組織としての管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図るための取組の推進を促すとともに、研究機関に対して国が適切な支援を講じることが求められる。
- また、大学等において、学生を対象とした研究倫理向上のための取組の実施が不十分との指摘<sup>\*1</sup>もある中で、グローバル化の進展や産学官連携の深化、大学院における社会人学生の受入れの推進などを背景として、大学等の研究機関で研究活動を行う大学院生や研究者、研究支援人材の経験や年齢は多様化してきている。このことも踏まえ、各研究機関においては、学生や研究者等に対して、国内外で通用する研究倫理を醸成すること

\*1 文部科学省が平成25年1月に実施した、「研究活動における不正行為に関する大学等の研究機関の取組状況について」（調査）（調査期間：平成25年1月11日～28日、調査対象機関：大学、短期大学、高等専門学校、文部科学省所管の独立行政法人、大学共同利用機関法人、国立教育政策研究所及び科学技術政策研究所 計1,236機関、回収率89%）において、研究者倫理の向上のための取組を実施していない研究機関が約8割にのぼる。

とが重要である。

- 本協力者会議は、各研究機関が組織を挙げて、研究活動における不正行為に対応し、特にその事前防止に努め、公正な研究活動を推進することが、我が国の研究活動の質の担保や科学に対する信頼の向上にも資するという認識に立ち、ガイドラインの見直し・運用改善の在り方や、研究倫理教育の強化を図る上での方策を中心に、4回にわたって検討を行った。
- 検討に当たっては、我が国の研究現場の実情や研究活動における不正行為への対応状況及びその課題、さらには、諸外国の対応状況等も概観するとともに、日本学術会議とも連携し、同会議が平成25年12月に公表した「提言 研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」（平成25年12月26日 日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会 公表）の内容も踏まえたところである。
- このたび、検討結果がまとめたので、報告する。

## 2. ガイドラインの見直し・運用改善について

### (1) 基本的な考え方

- 現行のガイドラインは、研究活動や研究成果の発表の本質、研究活動における不正行為が起こる背景や当該行為に対する対応の基本姿勢等について示した「第1部 研究活動の不正行為に関する基本的考え方」、文部科学省及び同省所管の独立行政法人である資金配分機関や大学等の研究機関<sup>\*2</sup>が競争的資金に係る研究活動における不正行為に適切に対応するため整備すべき事項等について指針を示した「第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」の二部構成となっている。  
この中では、研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、絶対に許されないものであるとの認識に立ち、まずは、研究者自らの規律や大学等の研究機関、さらには研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用によって対応すべきものとされている。
- 一方、TFの中間取りまとめは、従来、不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、研究者自身や各研究機関、研究者コミュニティの自律を基本としながらも、各研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、対応の充実を図ることを求めている。したがって、特に、研究機関に対して、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正を事前に防止する取組の推進を促すとともに、それを実施する研究機関に対して、国による適切な支援を行うことを求める内容となっている。
- したがって、今般、ガイドラインを見直し、その実効性を高める上では、第1部で示されている不正行為に関する基本的考え方を踏襲しつつも、TFの中間取りまとめ、さらには、昨今発覚した不正事案の性質や各研究機関における不正行為への対応状況等を踏まえ、特に各研究機関に対して必要な体制整備等を求める第2部の内容を中心に具体化や補完を図り、研究機関が責任を持って不正行為に対応するよう改めて周知徹底を図ることが必要である。

### (2) 不正行為の定義等について

- 現行のガイドラインの第1部では、研究活動の成果として得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の論文などの研究成果等の盗用に加え、「同じ研究成果の重複発表、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為の代表例と考えることができる」とされている。一方、第2部では、ガイドラインの対象とする不正行為の定義は、発表された論文等の研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用とされており、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされ

\*2 現行のガイドラインの対象となる「研究機関」は、文部科学省所管の競争的資金の配分を受けている研究活動を行っている研究者が所属する、又は当該競争的資金を受けていいる国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国及び地方公共団体の直轄研究機関、独立行政法人、財團法人、社団法人、企業等。今後は、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等についても対象とする。なお、「等」には、我が国の大学の海外キャンパス（大学設置基準等を満たしているもの）や対象となる研究機関の海外センターも含む。

た場合は、必ずしも不正行為に当たらないこととされている。

- 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省庁連絡申し合わせ、平成 24 年 10 月 17 日改正）では、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金による研究論文・報告書等において「捏造、改ざん及び盗用」を行ったと認定された者等について、競争的資金（他府省のものも含む）の応募制限等の対象としており、このことから、見直し後のガイドラインにおける不正行為の定義は、従来の定義と同様、「捏造、改ざん及び盗用」に限定することとする。  
また、ガイドラインの見直しに当たって、それぞれの定義をより明確にするとともに、具体的な事例についても併せて示すことが望ましい。
- なお、既発表の論文又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する「二重投稿」については、科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究倫理に反する行為として、近年、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている傾向にある。このような状況を踏まえ、「二重投稿」など研究活動の公正性を確保する上で不適切な行為については、我が国の研究者コミュニティにおいて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、研究者に対する規範意識の醸成を図るなど、厳正な対応を求ることとする。<sup>\*3</sup>  
また、このような不適切な行為については、学協会等の規程を勘案し、今後、各研究機関の規程（研究機関が発行する学術誌の投稿規程も含む）においても必要な規定を整備し、当該行為が発覚した場合の対応方針を示すことが望ましい。
- ガイドラインや各学協会・研究機関の規程等において不正行為であると定義されている行為や、規定はされていないが研究倫理に反すると考えられる行為については、各研究機関で実施する研究倫理教育の中で、研究者として行ってはならないこととして十分な理解を促すことが必要である。
- また、現行のガイドラインの第 2 部では、ガイドラインの対象とする研究活動における不正行為の範囲を、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為に限定しているが、今後は、これに加えて、競争的資金の配分を受けていない、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為も対象とすることが求められる。

\*3 「研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書」（平成 24 年 1 月 24 日 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会）及び「科学者の不正行為－捏造・偽造・盗用－」（山崎茂明、平成 14 年 3 月 25 日 丸善株式会社発行）も参考にしたものである。

### (3) ガイドラインの見直しに当たって新たに盛り込むべき事項等

- 今般のガイドラインの見直しに当たって、新たに盛り込むべき事項や改めて周知を図るべき事項は以下の通りである。

#### (1) 組織の管理責任の明確化

##### 【組織としての責任体制の確立】

###### (各研究機関における規程・体制の整備及び公表)

現行のガイドラインでは、各研究機関において、研究活動における不正行為の疑惑が生じた時の調査手続や方法等に関する規程や適切な仕組み等を整備することが求められている。

今後は、各研究機関に対して、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確化するとともに、責任者の役割や責任の範囲を定めた規程や必要な体制を整備するよう改めて求めることとし、併せて、規程・体制整備の状況について、機関内外に公表することも課していく必要がある。また、複数の研究者を管理・指導する立場にある研究代表者には、研究活動や研究成果を適切に確認するよう求めていくことも重要である。

なお、各研究機関における体制整備の一環として、一定の権限を有する「研究倫理教育責任者」を部局単位で設置し、機関を挙げて、研究者等に対する研究倫理教育を着実に行うことも重要である。

###### (告発窓口の設置・周知)

現行のガイドラインでは、研究機関及び資金配分機関に対して、研究活動の不正行為に関する告発窓口を設置することを求めている。

今後も、引き続き、各研究機関及び文部科学省も含めた資金配分機関では、研究者等に対して、告発窓口の設置場所や具体的な告発方法に加えて、告発した場合に告発者の秘密保持が図られることや告発後の具体的な手続等を明示し、改めて十分な周知を図ることが必要である。

なお、告発窓口については、例えば学外の法律事務所に業務委託することなどにより、客観性や透明性を担保することも考えられる。

##### 【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

###### (各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定)

現行のガイドラインでは、予備調査や本調査に要する期間について例示はされているが、各研究機関に対して、調査に要する期間について規程等で定めることまでを求めているものではない。

各研究機関が緊張感を持って遅滞なく調査を行うよう促すため、今後は、それぞれの機関の規程において、「告発受理から予備調査開始までの期間」、「予備調査の期間」、「予備調査後、本調査の要否決定までの期間」及び「本調査の期間」の目安又は上限を設定することが望ましい。

なお、現行のガイドラインでは、告発受理から本調査の要否決定までに概ね 30 日以内、

本調査の実施決定後その開始までに概ね 30 日、本調査の開始から不正行為であるかどうかの認定までに概ね 150 日以内と例示されており、告発受理から不正行為として認定し文部科学省や資金配分機関に報告するまで概ね 210 日以内で行うものとされている。また、米国の研究公正局（ORI ; Office Research Integrity）は、各研究機関に対し、告発受理から本調査の要否決定までに 60 日以内、予備調査後本調査開始までに 30 日以内、本調査開始から ORI に報告書を提出するまでに 120 日以内という期限で対応するよう求めている。一方、現行のガイドラインが策定された平成 18 年度以降の我が国の主な研究活動における不正行為の事例を概観すると、予備調査の開始から不正行為としての認定までの調査期間は概ね 1 年程度であり、中には、調査が複数の研究機関に及ぶ場合など、2 年を超えるものもあったところである。

今後、新たなガイドラインでは、このような実例等も踏まえて、各研究機関が責任を持って遅滞なく調査を行うよう促す観点から、現行のガイドラインに例示されている調査期間も踏まえて、改めて調査期間の目安を例示することも一案である。なお、一定の期限までに調査機関から報告がない場合は、文部科学省や資金配分機関から、その理由や調査の進捗状況に関する説明を求めるとともに、速やかに調査を完了させるよう督促することも必要である。

#### （調査等への第三者的視点の導入）

現行のガイドラインでは、本調査を行う調査委員会には、当該研究分野の研究者であつて当該研究機関に属さない者を含めること、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は除外することとされている。

今後、各研究機関における不正行為の調査に当たって、例えば、告発窓口を学外の法律事務所に業務委託することや、調査委員会の委員に外部有識者を半数以上入れ、全ての委員が利益相反に該当しないことを求めるなど、調査の透明性や客觀性を一層確保することが必要である。

#### （告発者の秘密保持の徹底）

現行のガイドラインは、研究機関や資金配分機関に対して、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底することを求めている。

今後も、各研究機関及び資金配分機関においては、関係者の秘密保持の徹底を図るとともに、特に、研究活動における不正行為を発見した者が告発をためらうことがないよう、各研究機関において、研究者や教職員、大学院生その他研究活動に関与する全ての者に対して、告発者の秘密が保持されることや、告発後の具体的な手続等についても、十分に周知を行うことが必要である。

### 【各研究機関に対する管理責任の追及】

#### （各研究機関に対する措置の発動）

今後、新たなガイドラインでは、各研究機関に対して、研究活動における不正行為に対応するための規程や体制を整備するよう改めて求めるとともに、文部科学省に対しては、各研究機関における体制整備の状況等を把握するため、定期的な調査の実施及び調査結果の公表を求めることが必要である。

なお、文部科学省による調査等の結果、体制に不備があることが確認された研究機関や、同省及び所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為があったと認定された研究機関については、改善を求める事項やその履行期限を示した「管理条件」を付し、履行が認められない場合は、当該研究機関に対して、間接経費の削減等の措置を講じること等が考えられる。

また、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合についても、当該研究者が所属する研究機関への措置の発動が考えられる。

具体的な措置の内容については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）の改正案の検討状況等も参考にすることが望ましい。

なお、文部科学省において、調査の遅延を理由とした措置を発動するに当たっては、各研究機関における不正行為の調査には相当の期間を要することに鑑み、事案の性質等にも配慮の上、過度の厳罰化とならないよう慎重に判断することが求められる。

## (II) 不正を事前に防止する取組

### 【研究活動における不正行為を抑止する環境整備】

#### (各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け)

現行のガイドラインでは、本調査の方法として、論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査などが挙げられている。また、調査において被告発者が疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示して説明しなければならず、本来存在するべき基本的な要素の不足、例えば生データや実験・観察ノート等により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる旨が明記されている。

研究者にとって、研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、研究者コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。したがって、故意による研究データの破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為ではなく、許されない。研究データを一定期間保存し公開することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資するのみならず、研究成果を広く研究者コミュニティの間で共有する上でも有益である。

のことから、今後は、各研究機関において、研究者に対して一定期間の研究データの保存・公開を義務付ける旨の規程を設けることが必要である。なお、保存・公開するべき研究データの具体的な内容やその期間、方法については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえることが適切である。

#### (研究倫理教育の着実な実施)

各研究機関において、所属する教員や研究者に加え、博士課程の学生など将来研究者を目指す人材や、研究支援人材に対して、研究倫理を醸成するための実効性の高い教育を行うことは、研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進する上で重要である。また、海外や民間企業の研究者や留学生等も含め、共同研究や留学等のために所属機関を離れ、他機関で研究活動を行っている研究者等についても、主として研究活動を

行っている研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。なお、特に、大学等の教員については、博士課程の学生や若手研究者の研究活動の指導に当たる機会も多いことから、例えば、ファカルティ・ディベロップメントの一環として、一定期間ごとに研究倫理教育プログラムを受講することが求められる。

今後、新たなガイドラインにおいては、各研究機関に対して、「研究倫理教育責任者」の設置なども含めた必要な体制整備や、研究倫理教育プログラムの実施による受講者への研究倫理に関する知識の定着と更新を求めることが重要である。特に、各研究機関において、学生等に対して、競争的資金の配分を受けた研究活動に参加する前や学位を授与されるまでの間に、段階を追って、研究倫理教育プログラムを必ず受講するよう求めることが考えられる。

また、各研究機関において実施する研究倫理教育の中では、受講生に対して、ガイドラインや各研究機関の規程等において研究活動における不正行為であると定義されている行為のみならず、二重投稿や不適切なオーサーシップなど研究者として行ってはならない不適切な行為についても、具体的な事例やこれらの行為を行った場合の措置も挙げつつ、十分に理解を促すことが必要である。

さらに、近年、产学官連携の深化に伴い、学生等が共同研究や技術移転活動に参画する機会も増えてきていることから、大学の教職員や研究者のみならず、研究活動に関わる学生等が、実際に起こり得る課題に対応できるような判断力を養うために、利益相反の考え方や守秘義務についても知識として習得することが重要である。

なお、各研究機関において、例えば、CITI Japan プロジェクト<sup>\*4</sup>により開発・作成されている e-learning のプログラムやコンテンツを活用し、研究倫理教育を行うことも考えられる。なお、e-learning のプログラム等を活用する場合には、例えば、少人数のグループ・ディスカッションなど双方向型の教育プログラムと組み合わせて行うなど、教育効果を高めるための工夫を図ることも重要である。

また、各研究機関において研究者や教職員、大学院生など研究活動に関与している者が、自らの関わっている研究活動等の中で、不正行為や不適切な行為など研究倫理に反する行為が疑われる事案に直面した場合に、隨時相談し、適切な助言を受けることのできる体制等を、機関内外に整備することが望ましい。

## 【不正事案の公開】

### (研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告)

現行のガイドラインでは、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いが生じた場合、調査機関が資金配分機関等の求めに応じ、予備調査に係る資料等や本調査の中間報告を提出するとともに、本調査の結果については、当該資金配分機関及び文部科学省に報告することが求められている。

今後は、各研究機関において不正行為の疑いのある事案が発覚した場合には、調査機関は、当該事案の性質等に鑑み、少なくとも本調査の要否が決定した段階で、全て文部科学省に報告することが必要である。

\*4 CITI Japan プロジェクト；信州大学を含む 6 大学が共同して、米国をはじめ国際的に普及しているプログラム (CITI ; Collaborative Institutional Training Initiative) を基に、国際標準を満たし、かつ、日本の研究現場の実情に合った研究倫理に関する教育プログラム及び e-learning 教材の開発・作成を行うプロジェクト。平成 24 年度「大学間連携共同教育推進事業」選定取組であり、平成 24~28 年度までの 5 年間支援予定。

なお、文部科学省への報告に当たっては、不正行為が行われたと考えられる原因や今後の再発防止に向けた方策等についても併せて示すことが求められる。

#### (不正事案の一覧化公開)

現行のガイドラインでは、研究活動における不正行為が行われたとの認定があった場合には、調査機関が速やかに調査結果を公表することとされており、公表内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表までに行った措置の内容、調査の方法・手順等に加え、必要に応じて調査委員の氏名・所属が含まれる。

今後は、文部科学省においても、各研究機関において不正行為が行われたと認定された事案について、概要及び各研究機関における対応等を一覧化して公開することが求められる。これにより、閲覧した者が、自らの研究機関における不正行為の抑止や不正行為が発覚した場合の対応に活かすことも期待できる。

なお、各研究機関において、不正行為に関する予備調査や本調査の対象となっている研究者の氏名を公表するかどうかを判断する場合は、事案の性質や程度、不正行為に至った原因等も踏まえ、顧問弁護士など機関内外の法律の専門家に相談するなどして慎重を期す必要がある。

### (Ⅳ) 国等による支援と監視

#### (各研究機関における調査体制への支援)

研究活動における不正行為の疑いが生じた場合には、まず、各研究機関において調査を行うことになる。しかしながら、当該研究機関だけでは十分な対応が困難な場合も考えられる。

現行のガイドラインでは、研究機関による調査の実施が極めて困難な場合には、資金配分機関が代わりに調査を行うことや、他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティ等に調査の委託や協力を求めるなどを認めている。

また、平成25年12月に公表された日本学術会議の提言<sup>\*5</sup>では、研究機関において十分な調査が行われていないとみなされる場合には、研究者コミュニティに、調査に関する助言や勧告を行う第三者機関を設置することが必要であるとされている。さらに、提言の中では、日本学術会議が第三者機関の求めに応じて、不正行為の疑いのある研究活動の内容やその専門分野に詳しい専門家を選定し、派遣することも提案されている。

今後は、国においても、各研究機関において十分な調査を行える体制がない場合は適時助言を行い、日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣を行うなど、調査を適切かつ円滑に進めるために必要な支援を検討することも考えられる。

#### (研究倫理教育プログラムの開発への支援)

T Fの中間取りまとめでは、我が国には未だ標準的な研究倫理教育に関するプログラムやコンテンツがないことから、文部科学省がこのようなプログラムの開発に対する支援を継続し、また、日本学術会議の取組とも連携しながら、研究倫理教育に関する標準的なプ

\*5 「提言 研究活動における不正の防止策と事後措置—科学の健全性向上のために—」(平成25年12月26日公表 日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会)

ログラムや教材の作成を進めることとされている。

今後、我が国独自の研究現場の実情や研究活動の特性等も踏まえつつ、さらに実効性の高い研究倫理教育プログラムとするために引き続き支援を行い、内容の改善を図る必要がある。なお、CITI プロジェクトのプログラムやコンテンツについては、元となる米国の教材が、当初、生命科学系の研究者や倫理学・法学等の専門家を中心に作成された経緯があることから、医学等の生命科学分野の研究者を主な対象とした内容となっており、今後、その他の研究分野の研究者にも有用な内容となるよう充実を図ることが望ましい。

さらに、海外の研究倫理教育プログラムの運営機関とも連携し、我が国においてグローバル・スタンダードな研究倫理教育の確立を図ることも考えられる。

プログラムやコンテンツの作成及び見直しに当たっては、日本学術会議とも引き続き連携を図り、研究者コミュニティの識見も得ながら検討することが適切である。

#### (新たなガイドラインに基づく各研究機関の履行状況調査の実施)

今後、新たなガイドラインでは、各研究機関に対して、研究活動の不正行為に対応するための規程や体制を整備し、公表するよう改めて求めるとともに、文部科学省に対しては、各研究機関における体制整備の状況等を把握するため、毎年1回程度定期的な調査の実施を求めることが必要である。

なお、調査の結果、体制に不備があることが確認された研究機関に対しては、「管理条件」を付すなどして指導・助言を行うことが求められる。

また、文部科学省による定期的な調査の結果を公表することにより、各研究機関に対して体制整備の見直しや強化を促すことが期待できる。

#### (各研究機関に対する措置の発動)\*6

文部科学省による定期的な調査等の結果、体制不備が認められた研究機関や、同省及び所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為があつたと認定された研究機関については、「管理条件」を付し、履行が認められない場合には、当該研究機関に対して、間接経費の削減等の措置を講じること等が考えられる。

また、文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合についても、当該研究者が所属する研究機関への措置の発動が考えられる。

\*6 (I) 組織の管理責任の明確化 【各研究機関に対する管理責任の追及】 の箇所に記載した項目の再掲。

### 3. おわりに

- ガイドラインの見直しについては、TFの中間取りまとめも踏まえ、早急に行う必要があることから、文部科学省として、年度内にも新たなガイドラインを決定し、平成26年4月1日からこれに基づく体制をスタートさせることが望ましい。
- 見直し後のガイドラインの実効性を高めるためには、各研究機関の担当部局の教職員や、研究活動の担い手である研究者をはじめとする関係者が、その内容を十分に理解し、ガイドラインに基づいた対応を着実に行っていくことが重要である。  
その際、研究活動の不正行為を防止することが、研究者の自由な発想に基づく独創的で多様な研究活動を推進する上で重要であるとの認識を、関係者の間で共有する必要がある。したがって、新たなガイドラインに基づき、各研究機関において規程・体制の整備や研究倫理教育の強化を図る場合には、研究現場に対して過度の負担を強いたり、研究者を萎縮させたりすることのないよう、十分留意することが重要である。
- また、文部科学省においては、新たなガイドラインが運用される前から、その趣旨や概要のみならず、具体的な体制整備の在り方や研究機関・研究者本人が特に留意すべき事項等についても、通知や同省ホームページ、関係機関の担当者を対象とした説明会など様々な機会を捉えて、研究現場に対して幅広く周知することが求められる。
- さらに、新たなガイドラインに基づき、各研究機関において必要な規程や体制の整備も含め、適切な対応がとられているかどうかを確認するため、文部科学省において定期的な調査を行うとともに、調査結果を踏まえて、必要に応じて各研究機関に対して、指導・助言を行うことも重要である。  
さらに、文部科学省による調査の結果等を踏まえ、ガイドライン自体も、今後必要に応じて改善を図っていく必要がある。
- なお、本審議のまとめを踏まえた文部科学省のガイドラインの見直し等の検討成果については、関係府省にも共有し、政府を挙げて、研究活動の不正行為の防止と公正な研究活動の推進に努めていくことが望まれる。

# 公正な研究活動の推進に向けた 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について (審議のまとめ)概要

## 背景

平成25年9月に公表された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえ、ガイドラインの見直し・運用改善や研究倫理教育の強化など、研究活動における不正行為の防止に向けた方策の検討・実施が必要。

### <ガイドライン見直しの必要性>

- 文部科学省では、関係機関に対して、平成18年度に策定したガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたが、依然として不正事案が後を絶たない。
- 従来、研究活動の不正行為の防止が研究者個人の責任に委ねられている傾向にあつたことを踏まえ、今後は国による支援等も行い、各研究機関が責任を持って不正行為に対応できるようにすることが必要（組織としての管理責任の明確化、不正を事前に防止する取組の推進）。
- 大学院生や研究者、研究支援人材の年齢・経歴の多様化など、我が国の研究現場の実情に対応した、不正行為防止のための体制整備や研究倫理教育の強化が必要。

## ガイドラインの見直し・運用改善に関する基本的な考え方

- 研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢、不正行為の定義（「捏造、改ざん及び盗用」）については現行ガイドラインを踏襲。（定義の示し方は改善が必要）
- その上で、タスクフォース中間取りまとめを踏まえ、従来、不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かつたことに鑑み、今後は、各研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるよう、組織としての管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図る取組の推進を促すとともに、研究機関に対して国による適切な支援を行うことが必要。
- 各研究機関に対して必要な体制整備等を求める現行ガイドラインの第2部を中心に、具体化・補完・再周知。
- ガイドラインの対象とする不正行為の範囲を、「文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為」のみならず、「競争的資金の配分を受けていない、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為」も追加。

## (I)組織の管理責任の明確化

### 【組織としての責任体制の確立】

- 各研究機関における規程・体制の整備及び公表

※責任者の役割・責任の範囲を明示した規程の整備、研究倫理教育責任者の設置も含む

- 告発窓口の設置・周知 ※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）もあり得る

### 【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

- 各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定

- 調査等への第三者的視点の導入

※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）、調査委員会に外部有識者を半数以上を入れる等

- 告発者の秘密保持の徹底

### 【各研究機関に対する管理責任の追及】

- 各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）

#### <間接経費を削減する場合>

- ・ 国による調査等の結果、体制不備が認められた研究機関や、文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為が認定された研究機関に対して「管理条件」を付したが、履行が認められない場合
- ・ 文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合

## (II)不正を事前に防止する取組

### 【研究活動における不正行為を抑止する環境整備】

- 各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け

- 研究倫理教育の着実な実施

※各研究機関において、教員、研究者（共同研究を行う海外・民間企業からの出向者等含む）、研究支援人材、学生、留学生等を対象に実施。ガイドラインで定義されている不正行為のほか、研究倫理に反する行為（二重投稿や不適切なオーサーシップ等）、利益相反や守秘義務などへの理解も促進。

### 【不正事案の公開】

- 研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告 ※少なくとも本調査の要否が決定した段階で報告

- 不正事案の一覧化公開

## (III)国等による支援と監視

- 各研究機関における調査体制への支援

※各研究機関において十分な調査を行える体制がない場合は、日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣等を検討。

- 研究倫理教育プログラムの開発への支援

- 新たなガイドラインに基づく各研究機関の履行状況調査の実施

- 各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）【再掲】

#### 見直し後のガイドラインの実効性の向上に向けて

- ・ 研究現場（特に各研究機関の研究担当部局教職員、研究者）への周知徹底
- ・ 各研究機関に対するガイドライン履行状況調査（年1回程度）の実施及び調査結果に基づく指導・助言等（管理条件の付与も含む）

**添付資料②**

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議の設置について  
平成25年11月20日  
科学技術・学術政策局長決定

**1 趣旨**

昨今、研究活動における不正事案が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省では、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」（平成25年8月2日文部科学省決定、以下「TF」という。）を設置し、改めてこれまでの研究不正への対応についての総括を行い、今後講じるべき対応策について集中的に検討を行った。TFにおける議論を踏まえ、9月に公表された中間取りまとめ（平成25年9月26日TF公表）では、研究における不正行為及び研究費の不正使用を防止するための基本方針及び具体的方策などが示された。

今後、中間取りまとめで示された事項について、その実効性を高める観点から、大学・研究機関における対応状況を踏まえつつ詳細な検討を行い、順次、実施に移していくこととしている。

この検討の一環として、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定）についても、各大学・研究機関における不正防止に向けた対応策の実効性を高めるため、内容を見直し、運用改善を図ることが必要である。本検討に資するため、有識者による専門的な観点から意見交換等を行う場として、「『研究活動の不正行為への対応のガイドライン』の見直し・運用改善等に関する協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設置する。

**2 協力者会議において取り扱う事項**

- (1) 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善の在り方にについて
- (2) その他

**3 実施方法**

- (1) 別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) なお、必要に応じて別紙以外の者の協力を得るものとする。

**4 実施期間**

平成25年11月20日から平成27年10月31日までとする。

**5 その他**

この協力者会議に関する庶務は、科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室において行う。

添付資料③

「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議 委員名簿

一井 真比古 香川大学名誉教授、国立大学協会専務理事

市川 家國 信州大学医学部特任教授

大島 まり 東京大学大学院情報学環教授、東京大学生産技術研究所教授

○ 金澤 一郎 国際医療福祉大学大学院長、元日本学術會議会長

小林 良彰 慶應義塾大学法学部教授

中村 征樹 大阪大学全学教育推進機構准教授

三木 浩一 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

南 砂 読売新聞東京本社編集局総務

○：主査

(50音順、敬称略、平成26年2月3日現在)